平成29年度 第1回日光市総合教育会議 議事録

1 日 時 平成 29 年 6 月 26 日 (月) 午後 2 時 30 分~午後 3 時 23 分

- 2 場 所 本 庁 3 階 正 庁
- 3 出席者

【構成員】

- 日光市長 斎藤 文夫
- 教育委員会
- 教育長 前田 博
- 教育委員 高井 孝美
- 教育委員 手塚 美智雄
- 教育委員 池田 由美子
- 教育委員 速水 茂希
- 【出席を依頼する者】
- 総合政策部長 宮本 悦雄、教育次長 川田 盛雄
- 教育総務課長 鶴見 英明、教育総務課係長 大嶋 洋史
- 学校教育課長 増渕 みゆき、学校教育課主幹 長谷川 信敬
- 学校教育課主幹 荏原 寬一
- 社会福祉課長 鈴木 伊之、社会福祉課長補佐 伊藤 真由美
- 社会福祉課副主幹 矢野 徹
- 【事務局】
- 総合政策課長 江藤 隆、総合政策課長補佐 本間 佳夫
- 総合政策課副主幹 和田 直樹、総合政策課主任 中澤 美咲
- 【傍聴者】 0名
- 【報道機関】 0名

江藤隆総合政策課長本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 定刻となりましたので、これより平成 29 年度第1回日光市総合教育会議を開催させていた だきます。私は事務局を務めさせていただきます、総合政策部総合政策課の江藤と申しま す。よろしくお願いいたします。それではお手元の会議次第に沿って進めさせていただき ます。

はじめに、会議の主催者であります、日光市長よりご挨拶を申し上げます。

斎藤文夫市長皆さんこんにちは。大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうご ざいます。開催にあたり一言御挨拶申し上げさせていただきます。委員の皆様方には日ご ろから当市の教育行政に対し、ご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

今回、今年度最初の会議となります。新たに速水教育委員をお迎えいたしました。最初 の会議となりますので、総合教育会議につきまして、私から簡単にお話をさせていただき ます。

総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴いまして、全 ての地方公共団体に設置が義務付けられたものであります。

当市では、平成27年5月に発足し、今まで計5回の会議を開催いたしました。

会議の目的は、当市の教育に関し、重点的に講ずべき施策等の協議・調整を行うものと されております。平成 27 年には「日光市教育施策の大綱」など、平成 28 年には「日光市 立小中学校の適正配置に向けた基本的な考え方について」などを協議・調整させていただ きました。また、当市の教育に関する予算の方針などにつきましても協議・調整させてい ただいたところであります。総合教育会議は、私の教育行政に果たす役割を明らかにする とともに、公の場で教育委員の皆さんと教育政策について協議させていただくものであり ます。是非、皆さまのご意見等をお聞かせいただきながら、当市の教育行政をより良いも のとしていくよう円滑な会議運営にご協力をお願いいたします。

本日は、「日光市総合教育会議運営要領の一部改正について」、「いじめ防止等に関する組織の設置について」、社会福祉課から提出された「(仮称)日光市手話言語条例の制定について」の3議案についてご協議をいただきます。慎重なるご協議をお願い申し上げまして、 あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

江藤隆総合政策課長ありがとうございました。続きまして、会議次第の3会議の運営事 項に入らせていただきます。

以降の進行につきましては、日光市総合教育会議運営要領第4条第4項の規定により、 斎藤市長にお願いいたします。

斎藤文夫市長 それでは、次第に沿いまして、議事を進行いたします。はじめに、次第3 番の会議の運営事項について、事務局より説明をお願いします。

江藤隆総合政策課長 会議の運営に当たりまして、日光市総合教育会議設置要綱等の規定 に基づきまして、ご協議させていただく事項が2つございます。

1点目は、日光市総合教育会議設置要綱第6条関連の会議の公開についてであります。お 手元の参考1がその要綱でございます。本日の会議は、この設置要綱第6条ただし書で定 めます非公開とすべき事案であります「個人の秘密を保つために必要があると認めるとき」 又は「総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認められる場合」、「その他公益上必 要があると認められる場合」には該当せず、会議を公開としてよろしいか伺います。

次に2点目は、お手元の参考2でございます日光市総合教育会議運営要領第6条の規定 によります、本日の議事に関係する職員を会議に出席させてよろしいか伺います。本日の 議事に関係する職員につきましては、次第の裏面にございます名簿のとおりでございます。

なお、本日の議事につきましては、議題3件及び報告事項2件となっております。よろ しくお願いいたします。

斎藤文夫市長 ただいま、事務局より説明がありました。本日の会議を公開とすること及 び会議に関係する職員の出席について、認めてよろしいでしょうか。

(了承)

斎藤文夫市長 それでは本日の会議は、公開とし、また、会議に関係する職員を出席させ ていただきます。その他事務局より何かありますか。

江藤隆総合政策課長 次に日光市総合教育会議運営要領第5条第2項の規定によります会 議録署名委員2名の選任についてであります。事務局といたしましては、今回は、前田委 員と速水委員にお願いをしたいと考えております。以上です。

斎藤文夫市長 ただいま、事務局より議事録署名委員の推薦がありました。両委員了解い ただけますでしょうか。他の委員さんもよろしいでしょうか。

(了解)

斎藤文夫市長ありがとうございます。それでは前田委員、速水委員お願いいたします。 その他事務局より何かありますか。

江藤隆総合政策課長特にありません。

斎藤文夫市長それでは次に、次第の「4 議題」に入ります。議題の1 点目、「日光市総合教 育会議運営要領の一部改正について」説明をお願いいたします。

和田直樹総合政策課副主幹 それでは日光市総合教育会議運営要領の一部改正についてご 説明申し上げます。資料1をご覧ください。

総合教育会議の開催時期につきまして、毎年5月及び10月を開催時期としていましたが、 開催時期の5月につきましては、教育委員の任期満了による改選予定の月であるのと、ま た、開催時期の10月につきましては、例年議題として予定しております教育関連の予算に ついて、予算編成作業の時期の関係から、開催月につきまして、5月を6月に、10月を11 月に、一月遅らせて開催させていただきたく、今回の改正について、お諮りするものでご ざいます。

また、適用年月日につきましては、平成 29 年 6 月 26 日、当総合教育会議でご承認いた だけましたら、当日から適用させていただきたいと考えているものでございます。なお、 資料 1-2 につきましては、当該要領改正後の形にしたものでございまして、第 2 条中アン ダーラインを付した箇所が改正箇所となります。また、3 ページをご覧ください。附則にお きまして、この要領につきましては、平成 29 年 6 月 26 日から、適用させていただくとい うことで追記されております。以上説明とさせていただきます。

斎藤文夫市長 説明が終わりました。皆さまからご意見・ご質問等はございませんか。

(意見なし)

斎藤文夫市長特に委員の皆さまから、ご意見がないようですので、「日光市総合教育会議 運営要領の一部改正について」は、資料のとおり改正させていただきます。

次に、議題の 2 点目、「いじめ防止等に関する組織の設置について」、説明をお願いしま す。

増渕みゆき学校教育課長 それでは、いじめ防止等に関する組織の設置についてご説明申 し上げます。

資料2をご覧ください。組織設置の目的ですが、平成25年9月に施行されましたいじめ 防止対策推進法に基づき、市が日光市内の児童・生徒に対するいじめ防止等、いじめの未 然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などのその取り組みに対し、いじめ防止のた めの組織として、関係機関の連携強化、重大な事態における対処及び再発防止の組織を設 置するなど、いじめ防止対策推進のための施策を実施することで、全ての児童・生徒がい じめのない生活を送ることを目的に、「日光市いじめ問題対策連絡協議会」、「日光市いじめ 問題対策委員会」、「日光市いじめ問題再調査委員会」の3つの組織を設置したいと考えて おります。

組織につきましては、1 つ目、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に基づき、いじめの 防止等に関係する機関及び団体との連携を図るために、日光市いじめ問題対策連絡協議会 を設置したいと考えております。構成委員につきましては、学校、教育委員会等の関係行 政機関、児童相談所、法務局、警察等の関係団体代表者、市職員等 20 名以内を想定してお ります。2 つ目としまして、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に基づき、地域における いじめ防止対策を実効的に行うために、「日光市いじめ問題対策委員会」を設置したいと考 えております。なお、この組織につきましては、重大事態が発生した場合、事実関係等の 調査を行うことができる調査機関としても機能することといたします。構成委員につきま しては、弁護士や臨床心理士等の法律、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者、 その他の学識経験のある者等5名以内を想定しております。3つ目としまして、重大事態に おける事実関係の再調査が必要となった場合の組織としまして、いじめ防止対策推進法第 30条第2項に基づき、「日光市いじめ再調査委員会」を設置したいと考えております。なお、 この組織につきましては、市長部局が設置する調査機関となります。構成委員につきまし ては、法律、医療、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験が ある者5名以内を想定しております。

裏面をご覧ください。組織相関図になります。通常時におきましては、教育委員会と「日 光市いじめ問題対策連絡協議会」、「日光市いじめ問題対策委員会」が常に連携し、いじめ の未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に取り組んでまいります。2番のいじめに より児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるような重 大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び同種の事態の発生防止のため、速や かに「日光市いじめ問題対策委員会」に当委員会から調査依頼をするとともに、教育委員 会から市長への報告、必要に応じて総合教育会議を開催し、協議・調整を行い、再調査が 必要と思われる場合には、市長部局から「日光市いじめ再調査委員会」に調査依頼をし、 報告を受け市教育委員会と連携し対処防止に当たることになります。なお、これらの組織 の設置につきましては、条例の制定が必要となりますので、設置条例の制定について準備 を進めてまいります。以上説明とさせていただきます。

斎藤文夫市長 説明が終わりました。委員の皆さまからご意見はございますか。

手塚委員 裏面に教育委員会との連携となっていますが、具体的な方法とか仕方があれば 教えてください。

荏原学校教育課主幹 お答えさせていただきます。教育委員会といじめ問題対策連絡協議 会とは、主に学校内での運営の取り組みについて、協議をする機関として連携を図りたい と考えております。学校でのいじめ防止のため、また、再発防止、未然防止のための取り 組み及び対策などについて支援し、このような体制で、学校での取り組みについて連携を 考えております。2番目の「日光市いじめ問題対策委員会」につきましては、専門的な知識 から1番との連携について、妥当性があるかどうかといったことを審議していただく、又 は、定例的な会合の中で、1番の連携について、上がった報告書の次の打開策を検討し、助 言をいただくといったことを現在考えております。

斎藤文夫市長 他にご意見はございませんか。

高井委員 情報の共有というのは、後で、何か決定するときに、教育委員会が決定しましたといっても、私たち教育委員が知らないこともあると思います。ですから今後重大事態が発生したときも、ただ、報告を受けて、情報を十分にお互い共有してないために、事務局のほうの決定に、私たちが従うというか、良く理解しないままに進めてしまうケースがあると思うので、その辺の連携について、もっと具体的にお聞きしたいと思います。

増渕みゆき学校教育課長重大事態が発生したときには、市の教育委員会から事務局のほうに報告するとともに、必要に応じまして、総合教育会議を開催させていただいて、その場で調整とか協議をさせていただきたいと思います。

斎藤文夫市長市の教育委員会というのは、教育委員さんも入っているのですか。そこの 理解もいるということで、事務局だけという訳ではないですね。

増渕みゆき学校教育課長教育委員さんも入っております。

斎藤文夫市長単なる委員さんに報告をする、連絡をするということでなくて、委員さん が理解しないと結果は出ないと思います。それは皆さんがしっかりと受け止めれば、結論 を出せると思います。今までそういう事例があったのですか。

高井委員 事後報告というのは良くあることで、例えば、定例会は教育委員会が仕切るの ですが、その案件が大きかったときに、すぐ報告というのではなくて、次の定例会のとき に報告、そして、こうなりましたという報告があるのですが、その後、それがどうなった かというのは、ほとんど何もないのです。良い方向で解決すればいいのですが、解決しな いでそのまま放置したまま重大なことになったりしたら困るので、できたら、起きたとき と、それから処分のとき、その後こうなりますという3段階くらいで、具体的に聞かせて いただければと思います。

斎藤文夫市長 その都度会議を開催するという話は、なかなか難しい話だと思うので、あ とは、直接説明をする、そういうことは可能かなと思うのですが、もしこれまでに、その ような事例があったとすれば、それは改善してほしいと思いますし、重大事件になると、 今度は総合教育会議が絡んでくるのです。当然その中に私も入ってくる。しっかりと連携 を図って説明をしてお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。他にないようであれば、以上で議 題の2点目いじめ防止に関する組織の設置については終了させていただきます。

次に、議題の3点目(仮称)日光市手話言語条例の制定について説明をお願いいたします。

鈴木伊之社会福祉課長 それでは資料の 3 をご覧いただきたいと思います。私どものほう は健康福祉部社会福祉課です。障がいをお持ちの方に関する福祉の業務を担当してござい ます。今回の日光市手話言語条例につきましては、障がいをお持ちの方に関係します手話 というものを進めていくにあたりまして、主に学校教育を所管する教育委員会との連携が 必要になってくることがございまして、今回、手話言語条例についての骨子を協議事項と して上げさせていただきました。

手話言語条例というのは、馴染みがない名称かと思うのですが、日光市として、この条 例を定めるために、去る6月1日に、市の最高意思決定機関であります庁議のほうで、骨 子のほうを決めさせていただきました。表面に 10 項目ほど、裏面に 2 項目ほどの構成とな ってございます。この手話言語条例ですけれども、背景といたしまして、1つ目に記載され ておりますとおり、平成 18 年国際連合総会において、「障害者の権利に関する条約」、それ からわが国におきましては平成23年になりますが、「障害者基本法改正」におきまして、 ともに手話が言語であるということが位置づけられまして、そういった法的な整備は進ん でいるものではございますけれども、いまだに手話に対する理解が浸透しているとは言え ないといったような状況があるということでございます。そのような中で、国におきまし て、手話言語法を制定するということを求めるということで、全国の全ての地方議会のほ うで採択されています。また、平成 28 年 6 月には「全国手話言語市区長会」、それから同 年7月には「手話を広める知事の会」が設立されまして、国に「手話言語法」の制定を求 めるということで活動しているところでございます。その中で、先進自治体におきまして は、「手話言語条例」が既に制定されているところがいくつかあるのですけれども、この「手 話言語条例」制定の機運が高まっているというような状況がございます。この条例の目的 といたしましては、2つ目にありますとおり、先ほど言いました手話が言語であり、意思疎 通のための 1 つの手段であるといったような認識に基づきまして、この理解の促進と普及 についての基本理念、市の責務、それから市民・事業者の役割こういったものを明らかに するとともに、手話に関する施策の基本的な事項を定めることによりまして、手話に関す る施策の総合的かつ計画的な推進を図り、全ての市民の方が、ともに心を通わせ支えあう 地域社会を実現するといったようなことを目的としているものでございます。3の基本理念 につきましては、繰り返しになりますけれども、手話を必要とする人が、手話により意思 疎通を図る権利を有することを、既にそれは権利として持っているということを前提とい たしまして、全ての市民の方が相互に人格と個性を尊重し、心豊かに共生することができ る地域社会の実現を目指します。4の市の責務といたしましては、基本理念に則りまして、 必要な施策を総合的かつ計画的に推進します。5の市民の役割としては、市の施策に協力す るよう努めるとともに、施策の推進に努めます。6の事業者の役割といたしましては、市の 施策に協力するとともに、ここが一番重要になると思うのですが、手話を必要とする人が 利用しやすいサービスの提供に努めるといったようなことを事業者の役割として定めると いうことでございます。7の施策の推進の方針といたしましては、1つ目が理念に基づきま

して、必要な施策を日光市障がい者計画の中の施策とし位置付づけるということで、これ につきましては、既に現在、今年度から4カ年にわたる計画といたしまして、第2期日光 市障害者計画というものを策定してございます。この中で手話をはじめとする様々なコミ ュニケーション手段の普及啓発を行うというようなことで、施策として位置づけていると ころでございます。2つ目が実際に、ろう者、手話通訳に携わるといったような関係者の方 からの意見を聞くための協議の場を設けることが推進の方針でございます。8の学校におけ る理解等の啓発ということで、市は、学校教育における手話の理解と普及啓発を行うこと としますというところで、この部分で教育委員会の学校教育部門と連携することが不可欠 となってくると思います。9の財政上の措置を講ずるということです。それから、施行の予 定といたしましては、来年度平成30年4月1日施行を目指すということになっております。 裏面をご覧になっていただきたいと思います。条例の策定体制につきましては、事務局と いたしまして、社会福祉課、それから必要に応じまして先ほど言いました教育委員会の部 門ですとか、子育てといった部門のところとも連携が必要になってくるかと思います。事 務局側といたしまして条例案を練っていく訳ですけども、その条例案の検討にあたりまし ては、右側にあります日光市障がい者自立支援協議会、これは、障がいをお持ちの方の様々 な関係者、関係団体、実際に障がいをお持ちの方といったような方の代表で組織されるも のでありますが、先ほど言いましたろう者、関係者といったような方をさらに追加いたし まして、こちらの協議会のほうとキャッボールをしながら、条例案について詰めていくと、 最終的には庁議決定をいただきまして、議会のほうに議案として上程したいと考えている ところでございます。下段のほうに具体的なスケジュールが入っておりまして、先ほど言 いましたように、6月1日の庁議でこの骨子について決定したところです。この決定いたし ました骨子に基づきまして、現在、自立支援協議会の方との協議等を開始したところです。 その中で、今回、総合教育会議の方に、その内容について、お諮りするというかたちにな っております。今年度前半の内に、条例の原案等の検討をいたしまして、11月の庁議での 原案の決定を目指していきます。その上でパブリックコメントを経まして、平成 30 年 2 月 議会の方に議案として上程したいと考えているところでございます。手話言語条例の骨子 についての説明は以上でございます。

斎藤文夫市長 説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして、委員の皆さんからご 意見等ございましたらお願いいたします。

高井委員 資料 3 の 8 番の学校における理解等の啓発というところで質問なのですが、具体的に言うと、学校教育において、手話を少し教えるとか、こういったことを推進する人材育成をするということですか。

鈴木伊之社会福祉課長 この骨子だけでは中々わかりにくいかもしれないのですが、骨子

に書いてある項目のとおり、今回の条例といたしましては、学校における理解等の啓発と いったようなものを、条項として位置づけるということに意味があるというところでござ います。あくまで、今回の条例の内容については、理念的な部分になりますので、委員さ んがおっしゃいましたような具体的な取り組みとして、どのようなことを進めるのかとい ったことにつきましては、裏面をご覧になっていただきたいと思いますが、先ほど言いま した上段の方の右側、自立支援協議会の方に、実際ろう者の方を加えたような組織とキャ ッチボールで進めていくのですが、その条例の案についての検討については、おおむね 12 月位迄で終了するということになるとかと思います。その上で、下の表の右の一番下のと ころ、周知・普及に向けた取組みということがありますが、これは、具体的には条例の普 及啓発ということと、それ以降については、条例内容の施策の検討ということになると思 います。そこについて、先ほどの自立支援協議会等のメンバー等によります組織の衣替え と言いますか、推進協議会的なものを作りまして、その中で、先ほど委員さんがおっしゃ られた教育委員会との具体的な学校教育における、どのようなことが手話の普及・啓発に 向けて、理解に向けて取組むことが可能なのか、その辺は、実際教育現場とか、教育委員 会さんの方と協議していかないと、私どもの方で、今、こういうことがやれますとか、や りましょうとか、中々言えないところがございますので、先進事例等も勘案しながら具体 的に学校教育の中で、どのようなものが可能かということは、今後進めていくかたちにな ります。

前田委員 そこで1つ情報提供なのですが、昨日、日光地域まちづくり懇話会をやったと きに、宮地ゆみさんが来ていまして、日光少年少女合唱団をその普及のときに大いに利用 してくださいと、日光少年少女合唱団は手話で歌を歌うという活動をしていますので、是 非、活用してくださいという意見をいただきました。

鈴木伊之社会福祉課長 部長から指示を受けております。

斎藤文夫市長 それでは、他にはご意見等ないようでありますので、以上で議題の3 点目 につきましては、終了とさせていただきます。本日予定いたしました議題につきましては、 以上となります。

次に、次第「5報告事項」に入らせていただきます。1点目、「日光市内小・中学校にお けるいじめの状況について」説明をお願いいたします。

増渕みゆき学校教育課長「日光市内小・中学校におけるいじめの状況について」報告を いたします。資料 4 をご覧ください。日光市内小中学校におけるいじめの推移についてで すが、まず、平成 25 年度から平成 27 年度までのいじめの認知件数の推移、及びいじめの 様態についてであります。認知件数につきましては、中学校におきましては、ほぼ 10 件程 度の増減となっておりますが、小学校におきましては、平成25年度から平成26年度にかけて倍弱、平成26年度から平成27年度にかけましても倍弱と、それぞれ増加しておりま す。この増加の理由につきましては、平成25年9月のいじめ防止対策推進の施行に伴いま して、積極的にいじめを認知しようとする意識が高まったことや、アンケート調査の実施、 個別面談等の実施による実態把握が着実に進んだことが、認知件数が増加した要因と思わ れます。認知件数のうち、重大事案は発生しておりません。いじめの解消率を見ていただ きますと、毎年解消率が上昇しており、ここが重要なポイントとなります。いじめの認知 件数よりも、いじめが見つからないことや、どれだけ解消したかを問題としており、認知 件数が多い少ないというよりも、学校がいじめを確実に発見し、いかに解決していくかを 重要視しております。いじめの様態としましては、例年、冷やかしやからかい、悪口や脅 し文句、嫌なことを言われるが半数を占めており、1番多い様態となっております。2番目 に多い様態が、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりするになり ます。

次に、これらのいじめの問題に対しまして、これまでの主な取り組みについてご説明い たします。市内小中学校におきましては、いじめ事実確認調査を学期ごとに年 3 回行って おります。また、児童・生徒にとって、悩み等を気軽に話せるよう心の教室相談員や、心 の悩み問題について専門的立場から、助言援助を行うスクールカウンセラーを小中学校に 配置しております。さらにいじめの早期発見等に繋がる hyper-QU、学級満足度調査を年 2 回実施し、小学校では、みんなの約束ノートの活用、中学校では平成 27 年度から平成 29 年度にかけまして、全ての中学校で実施するということで、全国ウェブカウンセリング協 議会の理事長であります安川雅史さんを講師にお迎えしまして、ネット社会でのいじめを 未然に防止するための講演会を、年 3 回実施しております。以上説明とさせていただきま す。

斎藤文夫市長説明が終わりました。この件につきまして、何かご質問等ございましたらお願いします。

高井委員いじめの問題でいつも報告されるのは、件数の数字が多いと思うのですが、私が知りたいのは、県の中でどれくらいとか、他の市と比べてどれくらいとか、全国に比べてどれくらいとか、生徒数に対して発生件数の割合がどのくらいなのか知りたいのです。 生徒数に対してどのくらい割合で発生して、なぜそうなったか、もし出せる可能性があれば栃木県はこうですとか、全国の市町村はこうですとか、その辺を知りたいです。

斎藤文夫市長 そのデータはあるのですか。

増渕みゆき学校教育課課長 すみません。いまのところそのデータはないです。

斎藤文夫市長 文部科学省が取りまとめるのですか。例えば、栃木県教育委員会が取りま とめるとか。発表されていないのですか。

高井委員子供の数に対する件数を知りたいのです。

斎藤文夫市長 日光市の件数はわかると思うのですが、他のところはわからないですね。 公に発表されてない数値は、少しまずいですね。推測の域を脱しませんから。教育委員会 からオーソライズされたものでないと中々難しいかなと思います。

高井委員 件数を自分で調べるしかないわけですね。前に、栃木県は人口が少ないのにい じめ件数が多いじゃないかと言われたこともあったので、気になった。

斎藤文夫市長 重大案件の件数は公表されているのでは。

前田委員 件数しか公表されていない。

高井委員 この件数が増えると、いつもそれだけ正直に先生方が一生懸命、丁寧にそれを 認知して報告しているからだと思います。日光市の先生はまじめなのだと、そういう返事 を教育関係者からいただいて、それで終わりになった。今のところ日光市は重大案件も出 ていないのは、先生方が一生懸命指導してケアして下さった結果、これは一つの成果だと 思うが、生徒数に対するいじめ件数の比率についての数値は目にしたことはない。

前田委員 文部科学省も数値しか出さない、報告された件数しか出てこないのです。

斎藤文夫日光市長 重大事案というのは、自殺したとかそういう話ですか。どこまで上げ るかが重要ですね。

長谷川信敬学校教育課主幹 重大事案というのは、国が定義したものがある。一般的に生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、あるいは、いじめにより児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあること、こういう規定がございます。具体的な解釈としては、児童・生徒が自殺を選ぶとか、体に重大な障がいを被った場合、あるいは、金品等に重大な被害を被った場合や、精神性の疾患を発症した場合、また、相当の期間の欠席、相当の期間というのは、不登校の定義がございまして、30 日間と言われております。相当の期間というのも、これに準じて解釈をしております。

斎藤文夫市長 その重大な事案の判断をするのは、だいぶ期間がかかるのですか。

長谷川信敬学校教育課主幹 まず校内で、いじめ対策調査委員会のような名前の委員会が ございまして、そちらで事案を調査して、そこで判断します。それによって、こちらに報 告が上がってきた場合、先ほどのいじめ問題対策委員会によって調査をします。それによ って判断して、手続きをするという流れになっております。

斎藤文夫市長 調査委員はどのような方ですか。

長谷川信敬学校教育課主幹 基本的に、学識経験者になります。

斎藤文夫市長 学校へ外部から入るのですか。教育委員会でないのですね。

長谷川信敬学校教育課主幹 事務局は対応しますが、そういった委員さんが中心で調査す るというかたちです。

斎藤文夫市長 重大ではなかったものが、あとでひっくり返して重大になったとかありま すが、日光市ではないのですか。そういうのがあってはならないし、そういうのが問題な のです。

それでは、報告事項の1点目を終わりにします。次に2点目、「日光市「東京オリンピック・パラリンピック」等に向けたビジョンについて」説明をお願いたします。

和田直樹総合政策課副主幹 それでは日光市「東京オリンピック・パラリンピック」等に 向けたビジョンについてご報告申し上げます。

資料5をご覧ください。1の目的でありますが、2020年東京におきまして、夏季オリン ピック・パラリンピックが開催されます。本市といたしましてもオリンピック・パラリン ピックの開催を絶好の機会として捉え、第2次日光市総合計画に計上いたしました事業を 活かし、未来に引き継ぐレガシーの創出につなげていくことが重要となります。そこで、 東京オリンピック・パラリンピックを中心として、アジアで開催される大会の成功に貢献 するとともに、大会開催の様々な効果を最大限に地域の発展につなげていくことを目的に、 日光市「東京オリンピック・パラリンピック」等に向けたビジョンを策定いたしました。

また、下段囲みになりますが「レガシー」について記載をしております。近年のオリン ピック・パラリンピック大会におきましては、このレガシーという概念が重視されており ます。囲みの下から 4 行目になりますが、オリンピック・パラリンピックという世界的な スポーツイベントがもたらす効果について、「一時的、一過的」なものとするのではなく、 中長期的、永続的な「遺産(レガシー)」として積極的に位置づけていくことが重要と考えら れております。

2ページをお開きください。2全体像になります。図をご覧ください。このビジョンでは 東京オリンピック・パラリンピック等に向けまして、全体をリードする取り組みでありま すリーディングと、第1の柱「スポーツ・健康」、第2の柱「ユニバーサル」、第3の柱「文 化・教育」、第4の柱「国際交流」、第5の柱「観光・シティプロモーション」の5つの分 野で構成されており、それぞれの分野において、東京オリンピック・パラリンピック等に 向けた取組方針、取組の方向性を示しております。また、第2次総合計画に掲げた事業に つきまして、オリンピック・パラリンピックに向けた視点を取り入れて整理することで、 栃木県のオリンピック・パラリンピックのビジョンとの連動と、第2次日光市総合計画の 着実な推進を図り、大会への成功に貢献するとともに、大会開催伴う様々な効果を最大限 に地域の発展につなげてまいります。

3ページをご覧ください。東京オリンピック・パラリンピック等に向け、全体をリードす る取組でありますリーディングにつきましては、(1)機運醸成・連携、中段になりますが、 (2)キャンプ地誘致の推進、4ページになりますが、(3)ホストタウン構想の推進について、 それぞれ東京オリンピック・パラリンピック等に向けた取組方針と取組方向性を記載して おります。

5ページをご覧ください。5ページから11ページにかけまして、5つの柱ごとに継承した いレガシー、取組方針、取組の方向性を記載しております。第1の柱「スポーツ・健康」 につきましては、継承したいレガシーといたしまして、スポーツに親しみ心身ともに健康 で元気なまちといたしました。(1)スポーツの推進につきましては、取組の方向性といたし まして、生涯スポーツの推進、競技スポーツの推進、スポーツ環境の整備・充実について、 オリンピック・パラリンピック等に向けた取組の方向性を記載しております。(2)健康づく りの推進につきましては、取組の方向性といたしまして、健康づくりに関する機運の醸成 について記載しております。6ページをお開きください。第2の柱「ユニバーサル」につき ましては、継承したいレガシーといたしまして、障がいのある人もない人もスポーツを通 じて生き生きと暮らせるまちといたしました。(1)障がい者スポーツの振興につきましては、 取組の方向性といたしまして、障がい者スポーツに関する情報提供、障がい者スポーツに 参加する機会の提供について、取組を記載しております。ページ中段になります。(2)障が い及び障がい者に対する理解促進につきましては、障がいへの理解、啓発の推進、障がい を理由とする差別の解消の推進について、取組を記載しております。(3)ユニバーサルデザ インのまちづくりにつきましては、7ページになります。公共施設等のバリアフリー化の促 進、障がいの特性に応じた意思疎通のための環境整備、ユニバーサルデザインの推進につ いて取組を記載しております。8ページをお開きください。第3の柱「文化・教育」になり ます。継承したいレガシーといたしまして、すべての人を魅了する文化の薫り高いまちと いたしました。(1)オリンピック・パラリンピック等を契機とした文化・芸術の振興につき ましては、取組の方向性といたしまして、文化の発信、人材の育成について取組を記載し

ております。(2)オリンピック・パラリンピック教育の推進につきましては、取組の方向性 といたしまして、国際理解教育の推進、障がいをもつ人々への理解を深める人権教育の推 進、オリンピック・パラリンピック精神に基づく道徳教育の推進について取組を記載して おります。9ページをご覧ください。第4の柱「国際交流」になります。継承したいレガシ ーにつきましては、国際観光文化都市として世界の人々が集うまちといたしました。(1)ホ ストタウン構想の推進につきましては、取組の方向性といたしまして、ホストタウン構想 に基づく交流について取組を記載しております。(2)国際理解・国際交流の推進につきまし ては、取組の方向性といたしまして、国際理解の推進、海外都市との交流の推進、国際交 流活動への支援について取組を記載しております。10ページをお開きください。第5の柱

「観光・シティプロモーション」になります。継承したいレガシーといたしましては、世 界中から人々が集いにぎわいが満ちあふれるまちといたしました。(1)戦略的な海外誘客プ ロモーションの展開につきましては、取組の方向性といたしまして、情報発信の強化につ いて取組を記載いたしました。(2)国内外の人から選ばれる観光地づくりにつきましては、 取組の方向性といたしまして、ブランドイメージの向上、ニューツーリズムの推進、スポ ーツツーリズムの推進、受入態勢の強化、観光施設の整備について取組を記載しておりま す。11ページをご覧ください。(3)地域資源の活用促進につきましては、取組の方向性とい たしまして、地域資源のブランド価値向上について取組を記載しております。

最後になりますが、12ページをご覧ください。4の推進体制になります。このビジョン の推進にあたりましては、県、関係団体等とビジョンを共有、連携することが重要となり ます。推進体制といたしましては、部局を超えた組織横断的な調整機能を発揮するための 庁内プロジェクトを設置するとともに、必要に応じ、県、関係団体等による連携組織を整 備するなど連携しながら、このビジョンの取組を推進してまいります。以上報告とさせて いただきます。よろしくお願い致します。

斎藤文夫日光市長説明が終わりました。この件につて何かご質問等ございますか。特に ないようですので、以上で報告事項の2点目を終わりにいたします。

本日予定いたしました報告事項につきましては、以上となります。次に「6 その他」について、何か事務局からございますか。

江藤隆総合政策課長 特にございません。

斎藤文夫日光市長 委員の皆さまから何かありますか。それでは特にないようであります ので、以上で本日用意をいたしました議事については、全て終了をいたしました。円滑な 議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。事務局に進行を戻させていただき ます。 **江藤隆総合政策課長** 以上をもちまして、平成 29 年度第1回日光市総合教育会議を終了させていただきます。お疲れ様でした。

午後3時23分 閉会